

資料 4 2 - 4

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則  
の一部改正について

(諮問第 1 1 2 3 号)

諮問第1123号  
平成27年11月9日



情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 山本 早苗



諮問書

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第38号）第2条の規定による改正後の民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第7項第3号の規定を施行するに当たり、八百円を下回らない範囲内において定める特定信書便役務の料金の額を定める総務省令を制定することとしたい。

よって、上記総務省令を、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律附則第2条の規定に基づき諮問する。

総務省令案

郵便法施行規則等の一部を改正する省令

(民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「千円」を「八百円」に改める。

# 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則 の一部改正について

平成27年11月9日 総務省

# 郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証

## 日本郵便株式会社に対する調査

- 実施期間 平成26年5月13日～7月15日
- 調査内容 特定信書便事業の業務範囲を拡大した場合に郵便のユニバーサルサービスに与える影響を検証するため、主として信書を取り扱う第1種郵便物(封書)及び第2種郵便物(葉書)について(特殊取扱とするものを含む。)、平成25年度の大きさ・料金等の区分別の収入等を調査。
- 調査方法 日本郵便株式会社に依頼し、既存データ及び郵便局におけるサンプル調査を元に推計。

## 調査結果の概要

- 大きさ区分別の郵便収入(平成25年度)

| 大きさ区分(3辺の長さの計)                   | 郵便収入(税込) | 収入全体に占める割合 |
|----------------------------------|----------|------------|
| 90cm超<br>…現行の1号役務                | 0億円      | 0%         |
| 73cm(一般信書便役務の最大サイズ)超<br>…A3を送付可能 | 19億円     | 0.15%      |
| 49.3cm(角形3号封筒のサイズ)超<br>…A4を送付可能  | 1,589億円  | 12.4%      |
| 全大きさ区分合計                         | 12,826億円 | 100%       |

- 料金区分別の郵便収入(平成25年度)

| 料金区分(1通当たり<br>の料金)  | 郵便収入(税込) | 収入全体に占める割合 |
|---------------------|----------|------------|
| 1,000円超<br>…現行の3号役務 | 71億円     | 0.55%      |
| 900円超               | 84億円     | 0.66%      |
| 800円超               | 141億円    | 1.10%      |
| 700円超               | 212億円    | 1.66%      |
| 600円超               | 313億円    | 2.44%      |
| 500円超               | 501億円    | 3.91%      |
| 全料金区分合計             | 12,826億円 | 100%       |

# 参照条文

○民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)

(定義)

第二条 (略)

2~6 (略)

7 この法律において「特定信書便役務」とは、信書便の役務であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 長さ、幅及び厚さが七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達するもの
  - 二 信書便物が差し出された時から三時間以内当該信書便物を送達するもの
  - 三 その料金の額が八百円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超えるもの
- 8・9 (略)

(審議会等への諮問)

第三十八条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(次条第二項において「審議会等」という。)に諮問しなければならない。

一 第二条第四項第二号、同条第七項第三号、同条第九号又は第十六条第二項第二号の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

二 第六条若しくは第二十九条の規定による許可又は第十二条第一項(第三十四条において準用する場合を含む。)、第十七条第一項、第二十二条第一項(第三十四条において準用する場合を含む。)(若しくは第三十三条第一項の規定による認可をしようとするとき。

三 第二十七条(第三十四条において準用する場合を含む。)(の規定による命令をし、又は第二十八条第一号(第三十四条において準用する場合を含む。)(の規定による許可の取消しをしようとするとき。

四 第三十三条第三項に規定する標準信書便約款を制定し、又は改廃しようとするとき。

※第二条及び第三十八条は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律による改正後の規定を示す。

○郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成二十七年法律第三十八号)

附則

第二条 総務大臣は、この法律の施行前において、第二条の規定による改正後の民間事業者による信書の送達に関する法律(以下「新信書便法」という。)(第二条第七項第三号の総務省令の制定及び新信書便法第三十三条第三項に規定する標準信書便約款の制定のために、第二条の規定による改正前の民間事業者による信書の送達に関する法律(以下「旧信書便法」という。)(第三十七条の政令で定める審議会等に諮問することができる。)